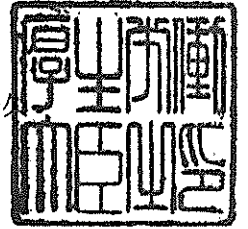


厚生労働省発老 0228 第 3 号

平成 26 年 2 月 28 日

消費者委員会委員長 河上 正二 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対する
厚生労働省の実施状況について

平成 25 年 8 月 6 日付の貴委員会の「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に
対し、厚生労働省の実施状況を別紙のとおり報告する。



詐欺的投資勧誘に関する消費者への注意喚起及び高齢者の見守りの強化

(建議事項 3)

消費者庁、警察庁、金融庁及び厚生労働省は、消費者自らによる詐欺的投資勧誘被害の未然防止を図るため、以下の措置を講ずること。

- (1) 消費者庁、警察庁及び金融庁は、テレビ等の媒体を通じ、詐欺的投資勧誘の手口、被害回復が困難な実態等に関する情報を提供することにより、高齢者等への注意喚起を引き続き積極的に行うこと。
- (2) 消費者庁は、消費者行政部局に加えて、地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネージャー）、民生委員等の高齢者と身近に接する者や、都道府県警察、消費者団体、事業者団体等の多様な主体が、高齢者への注意喚起・見守りを地域において密接に連携して行う体制の普及に努めること。
- (3) 消費者庁及び警察庁は、都道府県及び都道府県警察において行われている詐欺的投資勧誘や利殖勧誘事犯に係る消費者への注意喚起・高齢者の見守りについて、その効果的・先駆的事例を取りまとめ、他の都道府県及び都道府県警察へ提供すること。
- (4) 高齢者の二次被害の防止を図るため、消費者庁は、高齢者宅に通話録音装置を配置し、情報・証拠の収集を図る取組を進め、その全国展開を検討すること、また、被害者層に対する効果的な被害防止対策として、警察庁は、利殖勧誘事犯等に係る犯行グループから入手した名簿掲載者に対し、積極的な注意喚起を行うこと。
- (5) ① 厚生労働省は、高齢者の権利擁護の推進を図る観点から、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者等の財産管理や契約を支援するため、市民後見人の育成・活用を始めとする成年後見制度に係る地方自治体の取組への助成制度（市民後見推進事業）の周知や取組事例の情報提供等を積極的に行うこと。
② 厚生労働省は、精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常的金銭管理等を支援するため、地方自治体への助成等を行うことにより、日常生活自立支援事業の普及等に努めること。

(厚生労働省の実施状況)

建議事項 3 (5) ①について

後見人等については、今後、親族による後見等の困難な高齢者が増加することが見込まれることなどから、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年 6 月 22 日公布）により、老人福祉法第 32 条の 2 が新設され、地方自治体において後見等に係る体制の整備等が努力義務となり、後見等の担い手として市民後見人の育成及び活用を図ることとされた。

また、地方自治体が行う市民後見人の養成等の取組を支援するため、市民後見推進事業等として必要な予算を確保しているところである。

さらに平成 23 年度以降、厚生労働省のホームページにおいて、市民後見推進事業等を実施している地方自治体の取組事例を毎年度掲載しているところである。

これらの取組等を通じ、実施自治体は平成 23 年度において市区町 37 自治体、府県 3 自治体であったのに対し、平成 24 年度においては市区町 87 自治体、府県 7 自治体、平成 25 年度におい

ては、市区町村 128 自治体、府県 8 自治体となっている。

また、今後も積極的に取組がなされるよう、全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）（平成 26 年 1 月 21 日開催）及び全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成 26 年 2 月 25 日開催）において、都道府県等に対して事業の周知を行ったところである。

建議事項 3（5）②について

日常生活自立支援事業は権利擁護の観点から極めて重要な事業であることから、厚生労働省では、本事業実施のために都道府県または指定都市が、事業の実施主体である都道府県・指定都市社会福祉協議会に支弁した額の 1 / 2 以内を補助している。平成 11 年の事業開始以来、利用契約件数等は年々増加しており、その補助額も年々増加し、平成 25 年度は約 28 億円を交付決定している（対前年度比 4% 増）。

平成 25 年度からは、本事業のさらなる普及、充実を図るため、新たに「安心生活基盤構築事業」の一事業として位置づけ、消費者被害の防止や権利擁護の観点から、相談体制の充実や成年後見制度への移行支援についても補助対象とするなど、補助の充実を図ったところである。

また、本事業と成年後見制度との連携を強化するため、権利擁護を必要とする者に対し、一体的・総合的な支援を実施するための拠点（権利擁護推進センター等）の設置等にかかる費用についても補助対象としたところである。

さらに、全国厚生労働関係部局長会議（平成 26 年 1 月 22 日開催）及び社会・援護局関係主管課長会議（平成 26 年 3 月 3 日開催予定）において、各都道府県・指定都市に対して、事業のさらなる充実を図るよう依頼したところである。

また、平成 24 年度、平成 25 年度において社会福祉推進事業（国庫補助事業）を活用し、本事業の取組状況の把握や権利擁護に関する体制のあり方、事例等について調査研究を進めているところであり（補助先：全国社会福祉協議会）、平成 25 年 3 月に取りまとめられた「地域における総合的な権利擁護体制の構築に関する調査研究」報告書については、都道府県、指定都市等の各自治体及び都道府県、指定都市社会福祉協議会等に対し、事業の実施・運営等の基礎資料として提供され、活用されている。

なお、建議事項 3（2）に関連し、「消費者教育の推進に関する法律」（平成 24 年法律第 6 1 号）に基づき閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成 25 年 6 月）において、高齢者・障害者等への見守りと消費者教育に関して、民生委員等の福祉関係者等に幅広く研修を実施することが求められていることから、都道府県・指定都市・中核市における民生委員研修の企画・実施にあたっては、消費者教育及び消費者被害防止の観点からの研修に配慮するよう通知（平成 26 年 1 月 10 日雇児育発 0110 第 2 号社援地発 0110 第 1 号雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長連名通知「民生委員・児童委員の研修実施に係る留意事項等について」）を発出するとともに、全国厚生労働関係部局長会議等において、消費者行政部門と福祉行政部門との連携に配慮するよう依頼したところである。